

## 南砺市新生児すくすく応援定額給付金事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い家計への負担が増すとともに、外出の自粛等日常生活の営みにも制限がかかる状況の中、子供を出産し、育児に取り組む子育て世帯の支援を目的とした新生児すくすく応援定額給付金(以下「給付金」という。)の支給事業に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付対象児童 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生した者で、同日から申請日までの間において引き続き市に住所を有するもの
- (2) 支給対象者 給付対象児童を監護又は養育している者であって、当該給付対象児童の出生の日(以下「基準日」という。)から申請日までの間において引き続き市に住所を有するもの(基準日以降に当該者が死亡した場合は、新たに給付対象児童を監護又は養育することとなった者)。ただし、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者であって、基準日において市内に住民登録を有していないものが、児童虐待・DV事例における児童手当関係事務処理について(平成24年3月31日雇児発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、当該対象児童に係る児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項の規定による認定の請求をし、市長による認定を受けた場合には、認定の請求日をもって当該者を支給対象者とみなす。

### (給付金の支給)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の額は、給付対象児童1人につき10万円とする。

### (支給の申請)

第4条 支給対象者は、令和3年4月14日（以下「申請期限」という。）までに、新生児すくすく応援定額給付金申請書（請求書）（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）本人確認書類

（2）出生確認書類

（3）振込先金融機関口座確認書類（児童手当の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合に限る。）

（支給の決定及び支給）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を確認し、適当と認めるときは、支給を決定し、支給対象者に対し給付金を支給する。

（給付金の支給等に関する周知）

第6条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付期限等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第7条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条に規定する申請期限までに同条の申請が行われなかったときは、当該支給対象者は、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、当該者に対し、給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。